

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 7月 1日～平成31年 6月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限。

<対策>

- 平成28年 7月～ 所定外労働について、意識改革のための研修会を実施
- 平成29年 1月～ 業務内容の見直し、および業務分担の見直し
- 平成29年 7月～ 適正な人員配置と、業務応援体制の確立

目標2：所定外労働の削減のための措置の実施。

<対策>

- 平成28年 7月～ ノー残業デーの導入
- 平成29年 1月～ 報告・連絡体制の見直しと、スリム化
- 平成29年 7月～ 業務効率UPのため、社内システムの構築

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進。

<対策>

- 平成28年 7月～ トライアル雇用の促進
- 平成29年 1月～ インターンシップの受入機会を増加させる
- 平成29年 7月～ 雇用管理セミナーへの、積極的な取り組み